Topics of medic インフォメーション

2024年 12月
No. 2024-51
滋賀

# 検査実施料に関するご案内

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1129 第8号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

## ■検査実施料が新設された検査項目

「保医発1129 第8号」　適用日　令和6年12月1日

| 検査項目名 | 実施料 | 判断料 | 診療報酬点数表区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 抗GM-CSF抗体 | 1380点（460点×2回分×係数150/100） | 免疫学的検査144点 | 「D014」自己抗体検査の「43」 | ～（略）～<br>(31)　抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数をを準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。 |
| FGFR2融合遺伝子標本作製 | 7824点（6520点×係数120/100） | 病理130点 | 「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製 | ～（略）～<br>(2)　FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法（Break-apart法）により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。<br>～（以下、略）～ |

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

※ 裏面にも案内がございますので、ご覧ください。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。

## ■保険収載内容が一部変更された検査項目

「保医発1129 第8号」　適用日　令和6年12月1日

| 検査項目名 | 実施料 | 判断料 | 診療報酬点数表区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| TARC | 179点 | 免疫学的検査144点 | 「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」 | ～（略）～<br>(6)「18」TARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。<br>ア　アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。<br>イ　薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。<br>ウ　COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。<br>～（以下、略）～ |

※ 下線部が変更されました。

※ 現在、アの条件は[4575]TARC、ウの条件はTARC/新型コロナ重症化リスクにて受託しております。
　イの条件については受託することができません。